

# 新型コロナウイルス(COVID-19)感染防止対策 ガイドライン

— Project 0 Vol 2 —

—山田特別支援学校危機管理委員会—

## 目 次

1	新型コロナウイルスについて知ろう	2
2	統計でみる新型コロナウイルス	2
3	現在流行している新型コロナウイルスの症状	
	(1) 一般的な症状	3
	(2) 重症化した場合の主な症状	4
4	感染の経路	4
5	PCR検査について	5
6	陽性と判断されたら	5
7	濃厚接触者とは	5
8	感染症を防ぐには	
	(1) 新型コロナウイルスの特徴	5
	(2) 感染症予防対策	6
9	学校での感染症拡大防止のガイドライン	
	I 児童生徒の保管管理等に関するガイドライン	8
	II 児童生徒の学習上におけるガイドライン	9
	III 学校運営上のガイドライン	12
	IV 学校の施設設備その他の安心安全ガイドライン	14

### 資料1～14

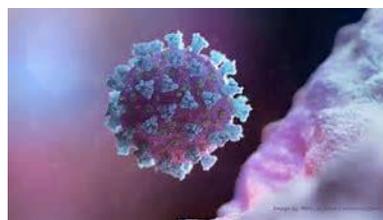
※ 資料1、4、11、12については、船橋市教育委員会発行の「感染性胃腸炎（ノロウイルス）対応マニュアル」を参考に作成させていただきました。

## 1 新型コロナウイルスについて知ろう

◎要するに風邪のウィルスの一種です

○代表的な風邪ウィルス

ライノウィルス、コロナウィルス  
アデノウィルス、エンテロウィルス  
インフルエンザウィルス など



風邪のウィルスは基本的に自分の免疫で防ぐしかありません。コロナウィルス（おもな症状は鼻風邪）は従来からありますが、中国武漢から発生したといわれているこのウィルスは、新型のため免疫がなく、また、潜伏期間が長くほとんど症状のない人もいることから、知らない間に人に感染させている可能性が高く、流行していることが考えられます。ちなみに、学校保健安全法施行規則の感染症の第一種にある「SARS」もコロナウィルスの新型のひとつです。同規則の第二種にインフルエンザがありますが、ワクチンや治療薬も開発されているため、毎年多くの感染者が発生しますが、新型コロナウイルスほど世界的な社会問題にはなっていません。新型コロナウイルス感染症は未知の面が多くあることから、今後の予測が難しく、感染予防の対策をとること以外、有効な手立ては今のところないという状況です。

## 2 統計でみる新型コロナウイルス

本県の令和2年8月18日時点での感染者数は、クラスターの発生により増加し、表1の通り103名で高知県の人口比率から発生率は0.01%となっています。陽性感染者数のうち重症化若しくは亡くなった方が2.9%となっており、患者数は現在20名となっています。

表1 高知県の感染者の状況

陽性感染者数(累計)	人工呼吸器又は集中治療室で対応	死亡者
103	0	3
(0.01%)	(0%)	(2.9%)
	(2.9%)	

表2は高知県の過去3年間のインフルエンザの感染者数の推移を見たものです。今年は例年に比べ、インフルエンザの罹患者数がかなり減少していることがわかります。新型コロナウイルスの発生により、手洗いうがいマスクの着用といった感染防止対策が強化されたことにより、インフルエンザにかかる人が減ったと考えられています。したがって、基本的な感染予防策はウイルス感染対策に一定の効果があると実証されたとも言えます。

表2 高知県におけるインフルエンザ流行期の感染者数

月	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1	5,807	11,276	8,076
2	1,196	2,136	10,173
3	89	168	2,476
合計 (罹患者率)	7,092 (1.0%)	13,580 (1.9%)	20,725 (3.0%)

なお、インフルエンザは例年全国で1千万人が罹患し、インフルエンザによる致死率は0.1%という統計が出ています。全国の新型コロナウイルスの感染者数は現在、55,667人、死亡者数は1,099人(致死率1.8%)となっており、諸外国(3.5%)に比べ抑えられていると言えます。しかし、致死率は単純に計算すると、インフルエンザに比べて約18倍となります。多くの人は軽症で治癒していますが、高齢者や持病のある方は重症化し亡くなるケースも少なくはありません。その反面、ウイルスは弱毒化しているともいわれており、全国の非常事態宣言は解除となり、対応については各自治体の判断に委ねられています。しかし、現在、第2波を迎えており、大都会を中心に感染者数は急増している状況にあります。

### 3 現在流行している新型コロナウイルスの症状

#### (1) 一般的な症状

- ・潜伏期間は1日から12.5日と普通の風邪よりも長いと言われています。
- ・初期の段階は普通の風邪の症状に似ており、多くは自分の免疫力で治ります。全く症状の出ない人もいます。

- ・普通の風邪は 2～3 日で治りますが、新型コロナウイルス感染症は 1 週間程度あるいはそれ以上、長引くことが特徴です。
- ・味覚や嗅覚に異常を感じる場合があります。
- ・手や足にしもやけのような症状が出る場合があります。
- ・2～3割程度の感染者は重症化する恐れがあると言われています。
- ・高齢者や持病のある方、妊娠中の方は注意が必要です（2 日程度異状を感じたら新型コロナウイルス健康相談センターに相談）。

#### (2) 重症化した場合の主な症状

- ・発熱（高熱）
- ・強いだるさ（倦怠感）
- ・息苦しさ（呼吸困難）
- ・人工呼吸器装着を要する重篤な肺炎



#### 4 感染の経路

- ・感染した人の飛沫（咳やくしゃみ）と一緒にウィルスを吸い込み感染が広がります。（人→人）
- ・感染した人の飛沫がついた衣服や手指への接触を介して感染が広がります。（人→人）
- ・感染した人が触れた物（ドアノブ、電気スイッチなど）を介して感染が広がります。（人→物→人）
- ・排泄物も感染経路になると考えられています。
- ・空気感染の可能性もあるとの研究報告がなされています。

欧米で感染者が多いのは不特定多数の人と握手やハグ、頬と頬をつける、靴を履いたまま室内に入る、マスクを日常使わないなど、挨拶や生活習慣など文化の違いが原因ともいわれています。

## 5 PCR検査について

息苦しさや強いだるさ高熱などの強い症状があり、通院等により感染症が疑われる場合、医師又は新型コロナウイルス相談センターの指示により帰国者・接触者外来のある医療機関でPCR検査を受けることになります。

現在実施されているPCR検査は感度や特異度から100%ではありません。陽性と判定された人が再検査で陰性とされた。また、その逆もあることが報告されています。新型ではないコロナウイルスを検出する場合もあると言われていています。

## 6 陽性と判断されたら

症状によって入院治療若しくは宿泊施設に隔離され療養することになります。快復して2度の陰性を確認後、2週間の経過観察を経て通常の生活ができるようになります。

## 7 濃厚接触者とは

感染者と発症前2日以降、1mの範囲内でマスクなどの感染予防なしで15分程度接触した者と定義されています。該当者は保健所等から外出自粛協力の要請、症状がある場合は帰国者・接触者外来にてPCR検査を受ける等の指示があります。

## 8 感染症を防ぐには

### (1) 新型コロナウイルスの特徴

- ・自ら増えることはできず、人体に侵入することで増殖すること
- ・喉や鼻の粘膜で増殖し気管から肺、食道から胃や腸へと移動すること
- ・肺に侵入を許すと肺炎にかかり免疫力が低い人は重症化しやすいこと
- ・ドアノブや手すり、テーブルに付着しても数日（諸説あります）は生存すること
- ・衣服や座席、紙など、水分が吸収される素材に付着すると長く生存できないこと
- ・エンベロープという油膜に覆われたウイルスであること
- ・高温（22℃以上）多湿、紫外線に弱く不活性化すること（諸説あります）

- ・感染すると風邪やインフルエンザより症状が長引くこと

最近の医療現場において、防護服を着用した医師が感染する事例が多くなっていることから、人から人はもちろんのこと、人から物、物から人へと感染することに注意が必要ながわかってきました。

◎息苦しさを強いだるさ高熱などの強い症状があったり異状を感じたりした場合は、新型コロナウイルス健康相談センター（088 - 823 - 9300）に相談を！

## （2）感染予防対策

対策1 こまめに石けんと流水でしっかり手洗いを行うこと（資料1）

ウイルスはほとんどの場合、手指に付着します。その手で口の周りを触ったり、目をこすったり、鼻に指を入れることで粘膜に付着し増殖します。最も効果的な方法は、こまめに石けんで手を20秒から30秒かけてしっかり洗うことです。新型コロナウイルスは油膜で覆われていることから、石けんの使用は効果があります。難しい場合は消毒用アルコール等で手指を消毒することも効果的です。



対策2 換気を頻繁にしっかりと行うこと

新型コロナウイルスは主に飛沫感染です。感染者がくしゃみをするると約200万個のウイルスが5mほど飛散し、その後空気中をエアロゾル状態で3時間程度漂います。したがって、換気をよくして、ウイルスを室外に追い出すほか、物の表面の水分を飛ばし、ウイルスを早く死滅させるといった効果があります。



対策3 マスクを着用すること

マスクにより100%感染を防止することはできません。感染者は咳エチケットで飛沫をできる限り少なくする。また、感染していない者は飛散したウイルスをできる限り吸い込まないといった点で効果があります。

#### 対策4 人が密集しないよう間隔を1～2 m空けること

人と人との接触をできる限り避けることで、感染の防止になります。換気の悪い密閉空間での密集状況いわゆる「三密」でクラスターが発生しています。人と人との間隔を一定保つことでリスクを避けることができることから、座席の配置や整列するときの間隔に気をつける必要があります。

#### 対策5 近距離での会話や大きな声を発することを控えること

飛沫感染は咳やくしゃみだけではありません。至近距離での会話や大きな声を発したり、全員で大きな声で歌唱をしたりするなどの行為によっても、咳やくしゃみと同様の状況が発生します。また、食事中は特にマスクの着用ができないため、向かい合わせで会話をしながらの食事は、これまで感染実例として多数報告されており注意が必要です。

#### 対策6 不特定多数の人が触れる箇所をこまめに消毒すること（資料9）

飛散したウィルスは人の手などを介して、いろいろな場所に付着し、条件によりますが数日間生存することが分かっています。これまで人から人の感染に留意し、人との接触をできる限り避ける対応を行ってきましたが、大きな効果に至っていないことから、それ以外の要因つまり、人から物、物から人への感染に注意することが必要なことがわかってきました。したがって、電気のスイッチ、ドアノブ、取手、手すり、蛇口、机、椅子、おもちゃ、リモコンやエレベーター等の各種押しボタンなど、不特定多数の人が触れる場所や物を消毒用アルコール(エタノール)、アルコール入ウェットティッシュ、界面活性剤などでこまめに消毒することでさらに感染のリスクを抑えることができると考えられています。



## 対策7 排泄物による感染防止のためトイレの消毒を徹底すること (資料10)

トイレの排泄物や排泄後の水洗で排泄物の一部が飛散し、その飛沫により、感染することもあることが報告されています。トイレに行く前、トイレの後には必ず手を洗うことを徹底し、便座や壁、水を流すレバーや床なども対策6と同様に、消毒を徹底する必要があります。



上記の消毒においては、次亜塩素酸ナトリウムを活用しますが、強力な殺菌漂白作用があるが毒性があり、手袋・マスク・換気と水拭きが必要です。

## 9 学校での感染症防止のガイドライン (2学期)

### Ⅰ 児童生徒の保健管理等に関するガイドライン

#### (1) 登校時の検温及び健康状態の確認について

- ・登校前に保護者による検温と健康観察を必ず行うよう依頼すること
- ・寄宿舎生についても帰舎日には検温と健康観察を行うよう依頼すること
- ・登校前に確認ができていない児童生徒は、教室に入る前に保健室において検温及び健康観察を行うこと

#### (2) 学校で児童生徒の発熱及び風邪症状を確認した場合について (資料2,4,5)

- ・息苦しさや倦怠感及び高熱に注意喚起し症状により通院等を依頼すること
- ・保護者の迎えが来るまで他の者との接触を避け別室(特別教室南棟会議室東2教室【旧高等部2-A、2-B教室】)に待機とすること
- ・保護者の迎えを依頼し安全に帰宅させ、症状がなくなるまで出席を控え、異状が認められる場合は連絡をしていただくよう依頼すること
- ・通院等により感染症の疑いまたは陽性の場合は資料2,4,5に基づくこと

#### (3) スクールバスの乗車に際しての留意点について

- ・現在、バスを増便し、「三密」にならないように人数を調整し、座席の間隔等に配慮していますが、完全ではないことを理解していただき、乗車につ

いては保護者の判断に委ね、自家用車の送迎の協力を検討していただくこと

- ・利用者の状況に配慮しつつ、運行時において可能な窓を定期的に開放し換気を行うこと
- ・保護者に乗車前に健康観察を必ず依頼し、発熱等がある場合は乗車を見合わせる
- ・乗降前には手指の消毒を行い、利用後には換気と座席等の車内の消毒を行うこと
- ・利用する児童生徒はできる限りマスクを着用すること

(4) 手洗いの頻度及び方法について (資料1)

- ・登校時、休憩時間、トイレの前後、給食の前後、大きな集団で学習する前後、外出からの帰校時に行うこと
- ・流水と石けんで20～30秒かけて丁寧に行うこと
- ・手洗いが困難な児童生徒はアルコール等で行うこと

(5) 児童生徒の定期的健康診断について

- ・日常の健康観察や保健調査票の活用により健康状態の把握に努めること
- ・健康診断の延期について保護者に周知し理解を得ること

## II 児童生徒の学習上におけるガイドライン

(1) 教室での学習における配慮事項

- ・児童生徒の間隔を1～2m (手の届かない距離) とること
- ・距離が取れない場合は、可能な限りマスクを着用し対面にならない座席配置にすること
- ・常時対角線上の2か所の窓を開放し換気を徹底すること
- ・気温が高い夏場は授業開始時、中間時、終了時に換気を必ず行うこと
- ・至近距離または対面での話し合い活動は避けること
- ・手洗い用のタオルの共用は避けること
- ・放課後児童生徒が使用した物品や机、椅子、スイッチ等の消毒を行うこと

(2) 合同で学習する場合の配慮事項

- ・学習内容等を考慮し、校内でのリモートの合同授業の導入を検討すること
- ・ひとつの教室で複数の学級が授業する場合や多目的ホール等で集団学習を行う場合、適切に換気を行いつつ、児童生徒間に十分な距離をとること、間隔がとれない場合はマスクを着用すること

(3) 体育科の学習における配慮事項

- ・屋外で児童生徒が十分な距離をとっている場合マスクは不要とすること
- ・体育館において換気を適切に行い、児童生徒が十分な距離をとっている場合、マスクは不要とすること
- ・運動不足も考えられることから授業再開時は準備運動を十分に行うこと

(4) 水泳の授業における配慮事項

- ・プールの水を介して感染する可能性は低いことから実施は可であるが、密を避けるため人数の調整を行うこと
- ・更衣室が「三密」の状況にならないよう十分留意すること
- ・水泳の授業の中で児童生徒同士の密接、密着に十分留意すること

(5) 音楽科の授業における配慮事項

- ・合同授業で密集する場合は換気に十分留意しマスクを着用すること
- ・学習内容は合奏、鑑賞を中心とするが、必要性があり歌唱を行う場合は十分に「三密」に配慮するとともに、マスクを着用する。
- ・児童生徒が使用した楽器は適宜消毒を行うこと

(6) 職業科、職業家庭科における配慮事項

- ・密集を避け、生徒同士の間隔が十分に取れない場合マスクを着用すること
- ・引き続き、食品加工・調理実習については中止とすること
- ・必要に応じて軍手や手袋などを着用し共用を避けること
- ・共用の教材、教具、機器や設備などを使用前に適切に消毒すること
- ・共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗いを徹底すること

(7) 現場実習における配慮事項

- ・2学期の実習及び事業所見学は計画するが、実施については感染状況の確認及び実習・見学先の感染や対策の状況により、その都度、判断すること
- ・高等部1年生は事業所見学のみとし実習は2年生から実施すること

- (8) 食に関する指導（生活単元学習、自立活動）における配慮事項
- ・個々で調理し、自分が作ったものを自分が食べることは可とすること
  - ・調理道具の共有はできるだけ避けること
  - ・調理を行う際は、「三密」にならないよう配慮するとともに、マスクの着用及び手洗い消毒を徹底すること
  - ・販売目的の食品関係の商品づくり及び販売学習は当面の間控えること
  - ・食事指導の際指導者は前後の手洗い及び一手技一消毒を徹底すること
- (9) 校外（舎外）学習における配慮事項
- ・校外学習等を計画する場合は、「三密」の状態になる、またはその可能性があり、効果的な対策が不可能な場所については、目的地としないこと
  - ・公共交通機関の使用については、感染状況等を勘案して判断すること
  - ・貸し切りバスの使用は座席の間隔を空け換気・消毒に努めること
  - ・貸し切りバスの座席の間隔が取れない場合はマスク着用とともに、消毒・換気を徹底すること
  - ・地域に出て学習する際は、「三密」をできるだけ避けるとともに、活動中や前後の手洗いや消毒、マスクの着用を徹底して実施すること
  - ・小さなグループに分けて学習や活動を行うこと
  - ・風邪症状等、体調不良がある児童生徒は参加を見合わせる
- (10) 修学旅行における配慮事項
- ・小学部（小6）は計画どおりとするが、実施については2週間前の感染状況等を勘案して判断すること
  - ・その際、感染症状況が維持・拡大している場合は延期又は中止とし、中止となった場合は、年度内の代替行事を検討し実施すること（ただし、感染状況により中止もある）
  - ・中学部（中3）修学旅行は中止とするが、感染状況等を勘案しながら代替の行事を検討し実施すること（ただし、感染状況により中止もある）
  - ・高等部（高2）は次年度の実施を検討すること
- (11) 文化祭につて
- ・実施については各学部単位で計画し、内容は精選して「3密」にならないように配慮して実施すること（ただし、感染状況により中止もある）

## (12) 2学期の学校行事等における配慮事項

- ・避難訓練については「三密」を避けるよう内容を検討し、可能な範囲で実施すること。(感染状況等によっては中止する)
- ・高等部のオープンスクールについては、しっかり「三密」を避ける対策をして実施すること。(感染状況等によっては中止する)
- ・朝の挨拶運動については、「三密」を避ける対策を行い、マスクを着用をするなどして実施すること
- ・部活動(対外試合等含む)については県のガイドラインに従うこと

## Ⅲ 学校運営上のガイドライン

### (1) 会議の精選と時間短縮について

- ・当面の間職員朝礼を中止し職員室の密集時間を短縮すること
- ・不要不急の会議の開催は控えること
- ・必要な会議は目的を明確にし、短時間で実施すること
- ・研修会などを実施する場合は「三密」を避け換気を徹底すること
- ・研修会は当面の間、県外からの講師を招へいすることは控えること
- ・地域・進路相談会議は感染状況をみながら、「三密」にならないように配慮して計画すること

### (2) 給食(食堂)についての配慮事項

- ・食事の配膳を行う場合は十分な手洗いとマスクを着用すること
- ・当面の間、小学部の給食の配膳は担任が行うこと
- ・教室で給食をとる学級は距離を保ち会話を控え換気を徹底すること
- ・食事終了後、学級担任は机、椅子の消毒を行うこと
- ・食堂における「三密」状況の発生を防止し換気を徹底すること
- ・食堂で対面にならないよう座席の配置に配慮すること
- ・無駄な会話を控え食事が終わった者から教室へ移動すること

### (3) 情報機器関係について

- ・貸出した機器は使用後中性洗剤入ウェットティッシュ等で消毒を行うこと
- ・パソコン室、図書室の昼休みの開放を当面の間中止とすること

- (4) 登下校の密集の解消について
- ・スクールバス乗降から学校までの移動時に、「三密」にならないように配慮すること
  - ・児童生徒の昇降口を分け密集を可能な限り避けること
- (5) スクールバスの過密解消について
- ・引き続き、スクールバスを増便し過密の低減を図ること
- (6) マスク不足の解消について
- ・一定数の確保ができており拋出が可能であること
- (7) 休校となった場合の学習保障について
- ・家庭でできる学習課題（プリントなど）を出すこと
  - ・定期的な電話や家庭訪問により、児童生徒の学習状況等を把握すること
  - ・学習課題が終わっている場合など状況によって、課題の追加を行うこと
  - ・本校のホームページやYouTube等を活用し、授業に代わる映像のオンデマンド配信について検討し可能な範囲で実施すること
  - ・その際、ホームページでは自校の独自の配信に加え、全国の視聴可能なリンク集についても配信すること
- (8) 寄宿舎について（資料2、4、5、9、10、11、13）
- ・舎生はできる限り自室で過ごすように努めること
  - ・集会や集団で過ごすときは「三密」に留意しマスクを着用すること
  - ・職員及び舎生の体温・体調について毎日確認し、「体温・体調チェック表」に記録すること
  - ・発熱(目安 37.5 度)風邪症状のある舎生は完治するまで自宅静養とすること
  - ・風邪症状がある場合、保護者の迎えが来るまで別室待機とすること
  - ・息苦しさや倦怠感及び高熱に注意喚起し症状により通院等を依頼すること
  - ・同室の舎生の保護者に同室者に風邪の症状があることを連絡すること
  - ・舎食については、「3学校運営上のガイドライン（2）」に準ずること
  - ・食堂やトイレ等公共で使用するもの（ドアノブやスイッチ等の不特定多数が触れる場所を含む）の消毒は職員が交代で実施すること

(9) 児童生徒の出席の取り扱いについて

- ・臨時休業の場合は、授業日数には含まないものとして記録すること
- ・臨時休業中に学校で対応した児童生徒についても、授業日数には含まないものとして記録すること
- ・児童生徒が明らかな診断のない発熱等の風邪症状で欠席し、快復して登校するまでは「出席停止」として記録すること
- ・保護者から登校させるには不安があり欠席させたいとの申し出があった場合は「忌引き等」として記録すること

(10) 教職員のサービスの取り扱いについて（資料7,8）

- ・発熱等の風邪症状がある場合は出勤を控え自宅静養に努めること、この場合、出勤困難休暇又は年次休暇のいずれかを取得すること
- ・息苦しさや倦怠感及び高熱がある場合は通院又はセンターに相談すること
- ・通院し感染が認められない場合は自宅静養し、病気休暇又は年次休暇のいずれかを取得すること
- ・通院し感染の疑いのある場合は、帰国者・接触者外来で PCR 検査をうけることになり、引き続き出勤困難休暇、病気休暇、年次休暇のいずれかを取得すること
- ・陽性の場合は入院等となり、陰性（PCR 検査 2 回）後、2 週間の経過観察で快復するまで、引き続き出勤困難休暇、病気休暇、年次休暇のいずれかを取得すること
- ・感染症の疑いまたは陽性の場合は資料 3、4、5 に基づくこと
- ・濃厚接触者の特定、濃厚接触者となる可能性がある者の特定については、資料 8 の「在宅勤務の導入について」を参考とするが、管理職に確認すること

#### IV 学校の施設設備及びその他の安心安全ガイドライン

(1) 消毒の実施についての留意事項（資料9,10,11,12）

- ・児童生徒が使用した机、椅子、教材等は適宜担任が実施すること（資料9）

（資料10）

- ・ 児童生徒が使用したトイレについては各学部の担任が適宜実施すること
- ・ 不特定多数の人が触れる電気スイッチやドアノブ等は用務補助員が適宜実施すること
- ・ 多目的ホール等共有の教室については用務補助員が適時実施すること
- ・ 校務用電話の受話器、ボタン等は近くにいる者などで適宜実施すること
- ・ 水分を吸収する素材はウィルスの生存率が低いため必要はないこと
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際本人用の手袋・マスクを着用のうえ、換気すること
- ・ 嘔吐物等の処理は慎重に行い衣服は下処理後持ち帰りとする(資料 11、12)

## (2) 保健室の対応についての留意事項

- ・ 児童生徒に発熱等風邪症状のある場合躊躇なく自宅静養を指示すること
- ・ 基礎疾患、持病のある児童生徒を把握しておくこと
- ・ 石けん又は消毒液等の備蓄量について把握しておくこと
- ・ 適切なマスクの着用、手洗いなど適宜児童生徒や教職員を指導すること
- ・ 適切な消毒の方法について教職員を指導すること
- ・ 適宜校内を巡回し、換気の状態、「三密」の状態を把握し指導すること

## (3) 事務室の対応についての配慮事項

- ・ 当面の間、来客者（保護者を除く）に健康状態を聞き、マスクの着用（持参のない場合は拋出）、手指消毒を促すこと
- ・ 業者との打ち合わせ等については、換気に留意し十分な間隔をとること
- ・ バインダーの消毒を一日一回程度行うこと

## (4) 厨房の対応についての配慮事項

- ・ 県の衛生基準の遵守を徹底すること
- ・ 免疫力を向上させる食材やメニューを積極的に取り入れること
- ・ 給食、舎食の前後の消毒を行なうこと

## 目 標

感染者ゼロ！



手洗い！



換気！



「三密」解消！



消毒！

# 資 料

- 資料 1 手洗いの仕方
- 資料 2 児童生徒が感染症になった場合のフロー図
- 資料 3 教職員が感染症になった場合のフロー図
- 資料 4 感染症の疑い又は陽性者発生の場合の報告様式
- 資料 5 新型コロナウイルス感染症接触者リスト（学校関係者）
- 資料 6 感染総発生の保護者通知文参考様式
- 資料 7 出勤困難休暇を取得できる場合のフロー図
- 資料 8 在宅勤務の導入について
- 資料 9 各教室の消毒について
- 資料 10 トイレの消毒について
- 資料 11 嘔吐・排泄物の処理の仕方
- 資料 12 感染症予防のための衣類の持ち帰り依頼通知参考様式
- 資料 13 健康観察調査（学校）
- 資料 14 体温・体調チェック表（寄宿舍）

## 手洗いについて

### <手洗い前の注意事項>

- 手洗い前のチェックポイント
  - ・爪は短く切っていますか？
  - ・時計や指輪を外していますか？
- 汚れが残りやすいところ
  - ・指先や爪の間、親指の周り
  - ・手首のしわ、手首、指の間



### <手洗いのポイント>

- 石けんは、使用前に流水洗浄します。(菌をできるだけ落とします。)
- 強い水圧で、30秒以上流水洗浄します。

### <流水による手洗いの手順>



①両手をぬらして、石けんをつけ、手のひらをよくこする。



②手の甲をのぼすようにこする。手を組み替えて、両手を洗う。



③指先・爪の間を念入りにこする。手を組み替えて、両手を洗う。



④指の間を洗う。



⑤親指と手のひらをねじり洗いする。手を組み替えて、両手を洗う。

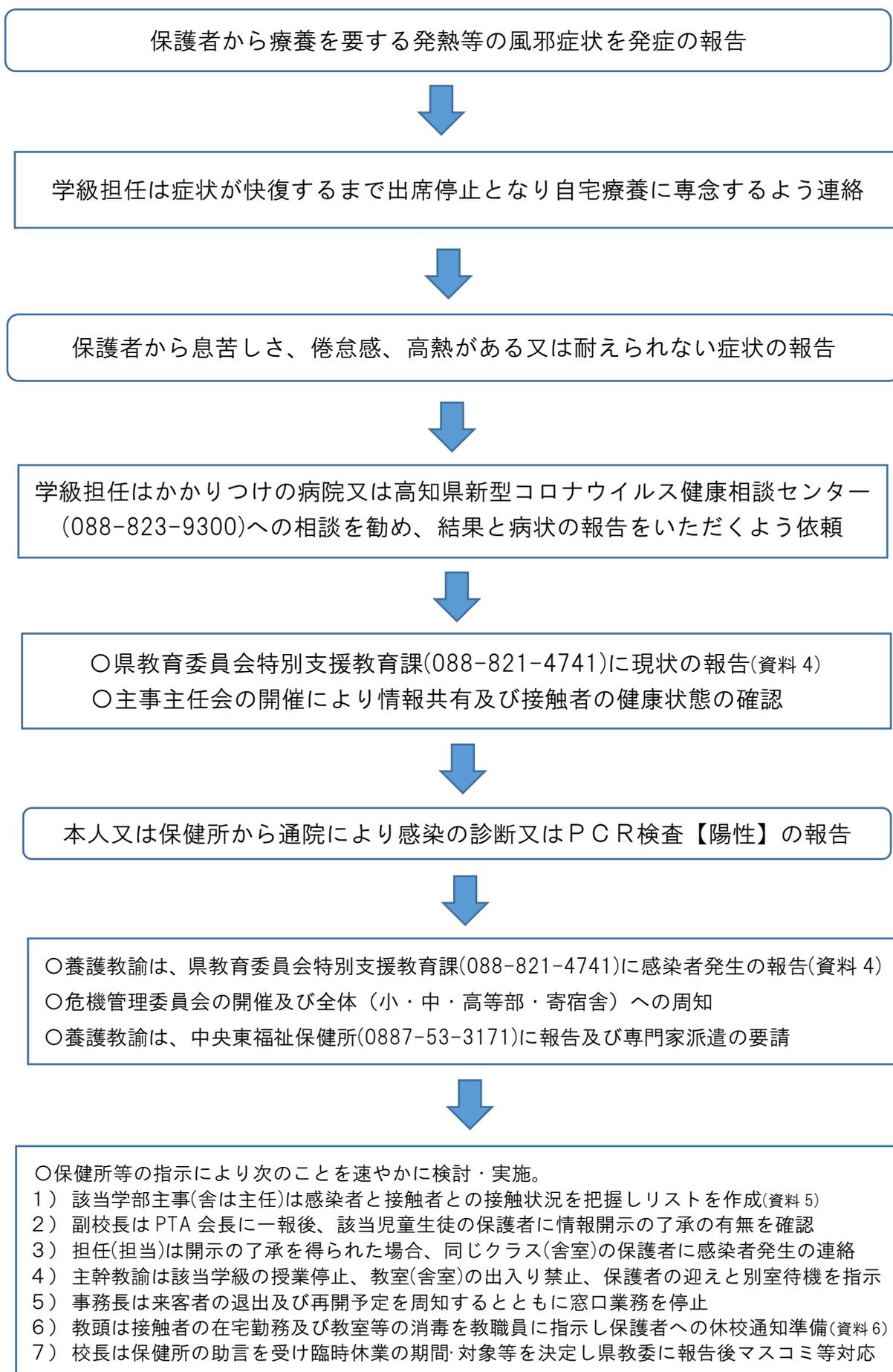


⑥両手の手首も、忘れずに洗う。

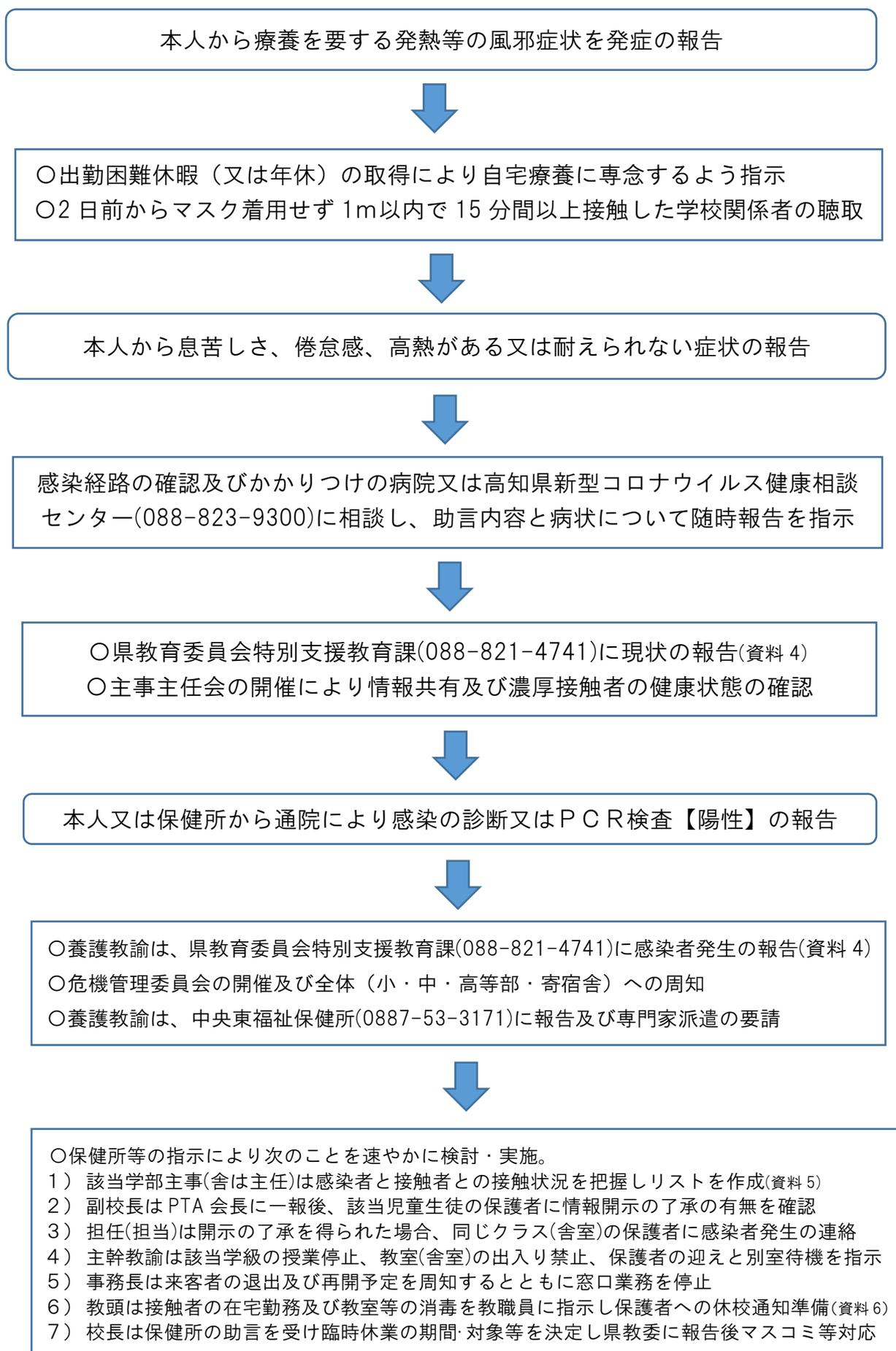
※①～⑥までで、20～30秒以上が目安  
(汚物処理後は①～⑥をもう一度繰り返す)

⑦強い水圧で、30秒以上洗い流す。

## 児童生徒に感染者が出た場合のフロー図



## 教職員に感染者が出た場合のフロー図



あて先 高知県教育委員会事務局特別支援教育課・保健体育課 様

FAX 番号 088-821-4547

### 感染症（疑い）発生連絡票（第1報）

報告日	年 月 日 時 分		
学校名	高知県立山田特別支援学校		
住所	高知県香美市土佐山田町山田1361番地		
電話	0887-52-2195	FAX	0887-52-0031
メールアドレス	320322@ken.pref.kochi.lg.jp		
担当者名	(職種)		

	定員	報告日までの発症者数	所属	学年・性別等
児童生徒数	163			
職員数	141			

推測される 発症時期	年 月 日 時頃		
発症者の 主な症状	熱・吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・咳・咽頭痛・発疹 その他（ ）		
重症者	なし・あり（病状 ）		
検査実施状況	実施 ・ 未実施		
診断結果	陽性 ・ 陰性 ・ 不明		
医療機関名	(医師名)		

発症場所	自宅 ・ 学校	濃厚接触者 あり（ ） ・ なし ※学校の場合
------	---------	-------------------------

その他 連絡事項	
-------------	--

## 新型コロナウイルス感染症 接触者リスト (学校関係者)

○月○日現在

No	所属等	職名	氏名	症状の有無	マスク着用	接触状況	備考	PCR検査状況	健康観察期間
1	学級担任	教諭	○○ ○○	無	○	・対象生徒の学級担任 ・対象生徒と頻りに面談	・検温状況 4/2(36.5)、・・・・・・ ・健康状況：特に問題なし。		
2	部活動顧問	教諭	○○ ○○	有 (咳・微熱)	×	・対象生徒の部活動顧問。4/1に○○大会があり、自家用車で大 秋引率(9:00~12:30)。部活動(4/3~4/5)を行う。	・検温状況： ・健康状況：		
3	外部指導者	運動部活動 指導員		無	×	・部活動指導員として、4/3~4/5の放課後に指導。	・検温状況： ・健康状況：		
4	外部講師	学習支援員		無	○	・対象生徒を4/3の放課後にマンツーマンで英語の指導。(16:00 ~17:00)	・検温状況： ・健康状況：		
5	2-3H	生徒	△△ △△	無	×	・対象生徒のクラスメート。昼食を一緒に食べることが多い。 (4/3~4/5) ・部活動(バドミントン)での活動も一緒。	・検温状況： ・健康状況：		
6							・検温状況： ・健康状況：		
7							・検温状況： ・健康状況：		
8							・検温状況： ・健康状況：		
9							・検温状況： ・健康状況：		
10							・検温状況： ・健康状況：		
11							・検温状況： ・健康状況：		
12							・検温状況： ・健康状況：		
13							・検温状況： ・健康状況：		

令和 年 月 日

保護者 様

高知県立山田特別支援学校長

新型コロナウイルス感染症発生による臨時休業のお知らせ

本日 月 日 ( ) 本校 学部の児童／生徒／教職員が、新型コロナウイルスの感染が確認されました。

つきましては、県教育委員会、中央東福祉保健所と協議のうえ、感染拡大防止のため、下記のとおり臨時休業を行うことといたしました。この間児童生徒は家庭学習期間となりますので、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。

現在、保健所と連携し、濃厚接触者等についての確認作業を進めているところです。濃厚接触者と確認された児童生徒は、PCR検査を実施することとなり、詳細については、保健所から連絡がありますので対応をよろしく申し上げます。

記

1 臨時休業期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※ 状況によって短縮・延長する場合があります。

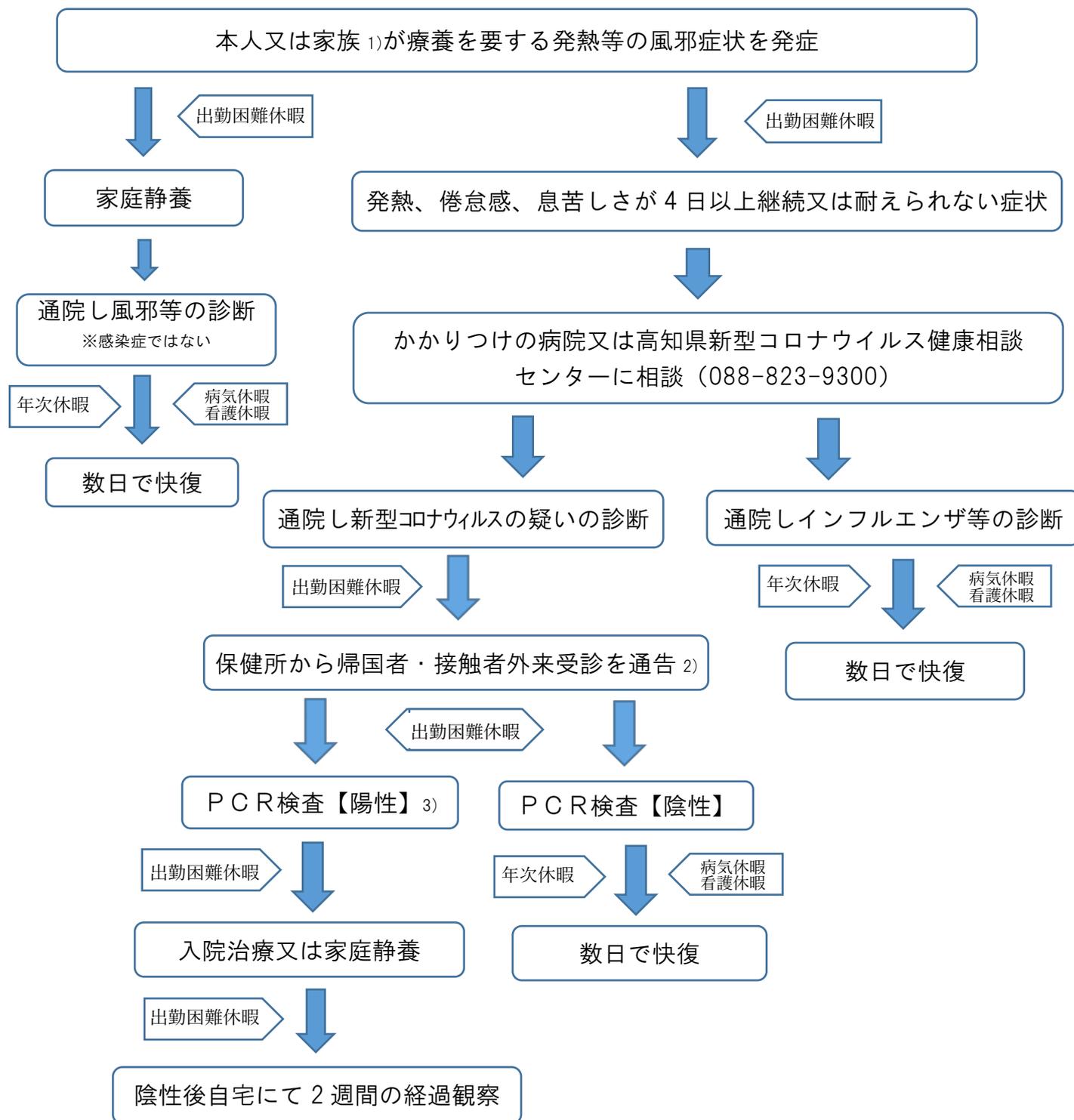
※ 学校再開情報は「せんだんメール」及びホームページ等でお知らせいたします。

2 対象学部

3 児童生徒の健康状態の把握について

- (1) 朝の検温等健康観察をしっかり行い、異常が認められる場合は、病院を受診するか、新型コロナウイルス相談センター（088-823-9300）に連絡をしてください
- (2) (1) の場合、学校で新型コロナウイルスに感染した方が出ていることを伝えたくて指示に従ってください。
- (3) 異状が認められ通院等をした場合は、学級担任まで連絡をお願いします。

## 出勤困難休暇を取得できる場合のフロー図



1) 家族とは同居又は日常的に接触のある親族をいう。

2) 感染症法第44条の3第2項に基づき本人に直接連絡される。

3) 家族が「陽性」で本人に症状がない場合は濃厚接触者として在宅勤務も可能

※ 臨時休業により子供の世話をする教職員についても出勤困難休暇を取得できる。

## 在宅勤務の導入について

## &lt;対象者（風邪等の症状がない者）&gt;

- 1 濃厚接触者
  - ・感染症法第 44 条の 3 第 2 項に基づき、外出自粛要請の協力の連絡を受けた者
  - ※ 保健所等からの通告による
- 2 濃厚接触者となる可能性がある者
  - ①濃厚接触者か否かの判断が行われるまで待機を通告された者
    - ※ 保健所等からの連絡による
  - ②自らが濃厚接触者の可能性があるという正当な理由がある者
    - ※ 個別の判断となり、認められない場合もある
- 3 感染が拡大している地域に勤務する者
  - ・県教委が指定した地域で勤務する者
- 4 感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる者
  - ・校内で感染者が発生した場合

## &lt;業務&gt;

個人情報や機密情報等の非開示情報以外の情報を取り扱い、自宅で行うことが可能な以下のような業務とする。

- ① 教材研究
- ② 年間指導計画作成
- ③ 指導案作成
- ④ 各分掌業務引継書作成
- ⑤ 職員会議資料作成
- ⑥ 教室掲示物作成

## &lt;手続き&gt;

- ① 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務命令簿（様式 1）により、原則として前日までに在宅勤務の命令を受けるものとする。（口頭命令による場合は事後に在宅勤務命令簿を整理）
- ② 在宅勤務の実施日時を変更又は取りやめる場合は、当該勤務日の前日までに所属長の承認を受けること。（口頭による場合は事後に在宅勤務簿を整理すること）

## &lt;勤務時間及び勤務時間管理&gt;

- ① 所属長が定める、休憩時間は正午から午後 1 時とし、各種休暇等の利用は妨げない。
  - ② 在宅勤務を実施する者は、在宅勤務の開始時及び終了時に電話等により、所属長等に業務内容を報告すること。
  - ③ 在宅勤務を実施する者は、在宅勤務実施後の翌勤務日に、実施日等を記載した報告書（様式 2）を所属長に提出すること。
- ※ 所属長から必要に応じ、電話等により、在宅勤務の実施状況の確認があります。

## 各教室(舎室)の消毒について

- Point 1 アルコールを使用します。
- Point 2 対角の窓や扉などを開放し換気に注意します。
- Point 3 昼休みの掃除の時間と放課後の 2 回実施します。
- Point 4 児童生徒が使用した椅子や机、教材、触れた物に行います
- Point 5 消毒の前後に手洗いをします。

## 各教室の消毒の手順

- 1 対角の 2 つ以上の窓や扉を開放します。
- 2 流水と石けんで手を洗います。
- 3 消毒したいものにスプレーします。
- 4 白布巾で拭き取ります。
- 5 終わったら白布巾を水洗いし固く絞って干します。
- 6 流水と石けんで手を洗います。
- 7 20 分ほど換気します。

## 消毒を行う箇所

- 児童生徒及び教員の机・椅子（背もたれと座席）
- 寄宿舍での食事後のテーブル・椅子(背もたれと座席)
- 教卓・長机・ロッカー
- 児童生徒が使用した教材（吸水性のないもの）
- 出入り口の扉の取手
- 電気の及びエアコンのスイッチ
- 水道の蛇口
- 階段の手すり
- 窓の開閉時に触れた部分及びロック

<備考>

- ・アルコールのスプレーと白布巾は各所属で保管・管理して下さい。

## トイレの消毒について

- Point 1 殺菌性の高い次亜塩素酸ナトリウムを使用します。
- Point 2 対角の窓や扉などを開放し換気に注意します。
- Point 3 マスクと各自の手袋を必ず着用（共用を避ける）します。
- Point 4 汚れの弱い箇所から汚れの強い箇所の順(最後に便座)に消毒します。
- Point 5 消毒の前後に手洗いをします。

## トイレの消毒の手順

- 1 保健室で次亜塩素酸ナトリウムを受け取ります。
- 2 流水と石けんで手を洗い手袋・マスクを着用します。
- 2 対角の2つ以上の窓や扉を開放します。
- 3 次亜塩素酸ナトリウムを布巾に浸し固く絞ります。
- 4 必要な箇所(下図参照)を拭いたあと別の布巾で水拭きをします。
- 5 手袋をはずし流水と石けんで手を洗います。
- 6 残った次亜塩素酸ナトリウムを保健室に返却します。
- 7 1時間ほど換気します。

## 消毒を行う箇所



※ 床は次亜塩素酸ナトリウムを少量撒きブラッシング後水で流す

## 【嘔吐物等の処理】

- ①新聞紙やペーパータオル等で嘔吐物を覆う。
- ②窓を開け換気をする。
- ③他の児童生徒は、靴底を消毒し退避させる。

## &lt;注意事項&gt;

学校の教室内で嘔吐した場合は、できるだけ拡散しないように、廊下側の窓は開けないようにした方がよい。



- ④処理する職員はゴム手袋の上に使い捨て手袋をし、マスク、ガウン（ゴミ袋代用可）、フェイスシールドを着用する。着替えを用意しておき処理の後着替えてもよい。



- ⑤大きめのビニール袋の口を、外側に丸めて、嘔吐物処理用と、児童生徒の着替え用に2枚以上を2セット用意する。  
※必要に応じて追加する。



- ⑥0.1%次亜塩素酸ナトリウムを浸した新聞紙やペーパータオル等で嘔吐物を覆う。



- ⑦外側から内側に向けて、囲うようにして拭き取る。残りの嘔吐物は別の新聞紙やペーパータオル等で、可能な限り拭き取る。



- ⑧新聞紙やペーパータオル等はビニール袋（内袋）に入れて処分する。ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムをしみ込む程度にかけて消毒する。



- ⑨嘔吐物が付着していた床との周囲（半径2m以上）を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた新聞紙やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。



- ⑩新しい新聞紙やペーパータオル等に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませ、その上を踏む等して、嘔吐物処理をした人の履物の裏側を消毒する。



- ⑪拭き取って10分程度たったら水拭きする。



- ⑫処理後は使い捨て手袋、ガウン、マスクの順に外し、拭き取った新聞紙やペーパータオル等と同様に、ビニール袋（内袋）に密封する。



- ⑬密封したビニール袋（内袋）は、もう一枚のビニール袋（外袋）に入れ、二重に密封して捨てる。



- ⑭ゴム手袋と手を洗い消毒する。

- ⑮処理後も換気を十分にする。

令和 年 月 日

保護者の皆様

高知県立山田特別支援学校長

## 感染症拡大防止のご協力をお願い（汚れた衣類の洗濯について）

本校では今回の新型コロナウイルス感染症による非常事態を教訓として、感染症予防対策を見直し、お子様が安心、安全に学べる学校づくりに一層重点を置いた取組をすすめております。

つきましては、お子様の排泄物等（尿便、嘔吐物等）が付着した衣類について、学校で洗濯を行うことは感染拡大のリスクが高くなることが想定されます。

したがって、学校では軽くゆすぐなど最低限の処理をした後に、ビニール袋に入れて固く縛ったものをご家庭に持ち帰っていただき、原則、ご家庭において洗濯をしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、持ち帰っていただいた衣類等につきましては、下記のことを参考に洗濯をしていただくようお願いいたします。

## 記

- 1 嘔吐物等の付着がある場合は、使い捨てのゴム手袋などをして、直接手に触れないように取り除きます。衣類を処分する場合はビニール袋に入れて固く縛り、可燃ごみとして処分してください。なお、ビニール袋を二重にすると回収時の二次感染を防ぐことができますので、ご配慮願います。
- 2 衣類は、塩素系消毒液（ハイター、ミルトンなどの5～6%次亜塩素酸ナトリウム液を2Lのペットボトル1本の水に40mL＝ペットボトルのキャップ8杯）に30分～60分間浸してください。  
※ 色柄のものは色落ちすることがあります。色落ちする衣類は、85℃の熱湯で1分以上の熱湯消毒をしても効果があります。
- 3 消毒後、他のものと分けて最後に洗濯します。  
※ 処理をせずに洗濯機で洗うと洗濯機が汚染され、他の衣類にもウイルスが付着してしまいます。ご注意ください。

健康観察調査

資料 1 3

(小・中・高 ) (クラス) 月 日 曜日

出席 番号	氏名	出欠	体温	咳	のどの痛み	鼻水・ 鼻づまり	体調 (息苦しさ、 だるさ等)	その他 (頭痛・下痢 臭い・味がし ない 等)	備考
例	山特 花子	登校・休み	36.3 度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		
1		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		
2		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		
3		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		
4		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		
5		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		
6		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		
7		登校・休み	度	あり・なし	あり・なし	あり・なし	強・弱・なし		

体温・体調チェック表（教職員・生徒用）

学校名		寮名 寄宿舎名		部屋 番号		氏名	
-----	--	------------	--	----------	--	----	--

		記載例	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日
体温	朝	36.8															
	夜	36.5															
37.5°C以上の発熱の有無		×															
咳、咽頭痛等の症状の有無		×															
だるさ、息苦しさの有無		×															
嗅覚や味覚の異常の有無		×															
確認者チェック欄																	

		記載例	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	9月15日
体温	朝	36.8															
	夜	36.5															
37.5°C以上の発熱の有無		×															
咳、咽頭痛等の症状の有無		×															
だるさ、息苦しさの有無		×															
嗅覚や味覚の異常の有無		×															
確認者チェック欄																	

【記載方法について】

- ・体温は毎日（朝・夜）計ってください。
- ・症状がない場合は「×」を、症状がある場合は「○」を記入してください。